一覧で整理されているから一目で確認できる！
戸籍実務担当者の適正な処理の一助となる一冊。

── 令和８年２月２６日民一第３９４号通達まで反映 ──

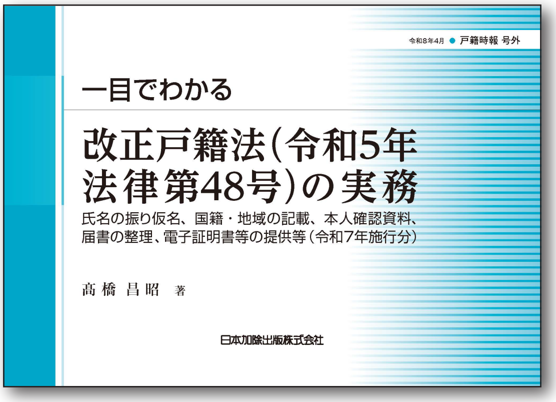

令和8年4月 ● 戸籍時報 号外

一目でわかる

改正戸籍法(令和5年法律第48号)の実務

氏名の振り仮名、国籍・地域の記載、本人確認資料、届書の整理、電子証明書等の提供等（令和7年施行分）

高橋 昌昭 著

日本加除出版株式会社

戸籍時報 号外

一目でわかる 改正戸籍法（令和５年法律第48号）の実務

氏名の振り仮名、国籍・地域の記載、本人確認資料、届書の整理、電子証明書等の提供等（令和７年施行分）

髙橋昌昭 著

2026 年 4 月刊　B5 判横型　320 頁　定価 5,060 円（本体 4,600 円）
978-4-8178-5047-8　商品番号：31201　略号：時号外

※本書は『戸籍時報』誌の定期購読には含まれません。

改正戸籍法の２本の柱

1　戸籍の記載事項に、氏名の振り仮名が追加されたこと
2　戸籍の記載中、国籍の記載が「国籍・地域」と改められたこと

を中心に、日常事務処理が進められるよう、改正内容を根拠法令とともに整理

法令、規則、省令、通達等を一覧で整理！

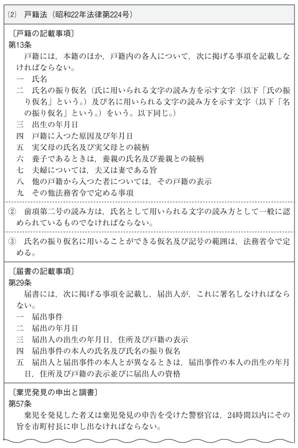

⑵　戸籍法（昭和22年法律第224号）

〔戸籍の記載事項〕
第13条
戸籍には，本籍のほか，戸籍内の各人について，次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　氏名
二　氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）
三　出生の年月日
四　戸籍に入つた原因及び年月日
五　実父母の氏名及び実父母との続柄
六　養子であるときは，養親の氏名及び養親との続柄
七　夫婦については，夫又は妻である旨
八　他の戸籍から入つた者については，その戸籍の表示
九　その他法務省令で定める事項

②　前項第二号の読み方は，氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない。

③　氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は，法務省令で定める。

〔届書の記載事項〕
第29条
届書には，次に掲げる事項を記載し，届出人が，これに署名しなければならない。
一　届出事件
二　届出の年月日
三　届出人の出生の年月日，住所及び戸籍の表示
四　届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名
五　届出人と届出事件の本人とが異なるときは，届出事件の本人の出生の年月日，住所及び戸籍の表示並びに届出人の資格

〔棄児発見の申出と調書〕
第57条
棄児を発見した者又は棄児発見の申告を受けた警察官は，24時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

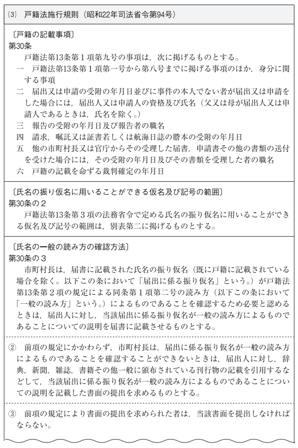

⑶　戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）

〔戸籍の記載事項〕
第30条
戸籍法第13条第１項第九号の事項は，次に掲げるものとする。
一　戸籍法第13条第１項第一号から第八号までに掲げる事項のほか，身分に関する事項
二　届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には，届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは，氏名を除く。）
三　報告の受附の年月日及び報告者の職名
四　請求，嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日
五　他の市町村長又は官庁からその受理した届書，申請書その他の書類の送付を受けた場合には，その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名
六　戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日

〔氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲〕
第30条の２
戸籍法第13条第３項の法務省令で定める氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は，別表第二に掲げるものとする。

〔氏名の一般の読み方の確認方法〕
第30条の３
市町村長は，届書に記載された氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。以下この条において「届出に係る振り仮名」という。）が戸籍法第13条第２項の規定による同条第１項第二号の読み方（以下この条において「一般の読み方」という。）によるものであることを確認するため必要と認めるときは，届出人に対し，当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を届書に記載させるものとする。

②　前項の規定にかかわらず，市町村長は，届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときは，届出人に対し，辞典，新聞，雑誌，書籍その他一般に頒布されている刊行物の記載を引用するなどして，当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を記載した書面の提出を求めるものとする。

③　前項の規定により書面の提出を求められた者は，当該書面を提出しなければならない。

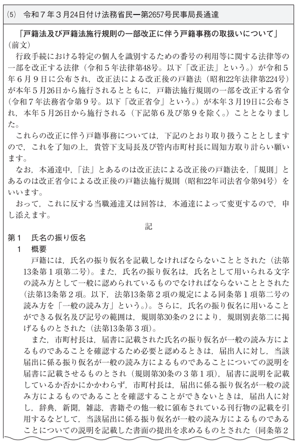

⑸　令和７年３月24日付け法務省民一第2657号民事局長通達

「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」

（前文）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号。以下「改正法」という。）が令和５年６月９日に公布され，改正法による改正後の戸籍法（昭和22年法律第224号）が本年５月26日から施行されるとともに，戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和７年法務省令第９号。以下「改正省令」という。）が本年３月19日に公布され，本年５月26日から施行される（下記第６及び第９を除く。）こととなりました。

これらの改正に伴う戸籍事務については，下記のとおり取り扱うこととしますので，これを了知の上，貴管下支局長及び管内市町村長に周知方取り計らい願います。

なお，本通達中，「法」とあるのは改正法による改正後の戸籍法を，「規則」とあるのは改正省令による改正後の戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）をいいます。

おって，これに反する当職通達又は回答は，本通達によって変更するので，申し添えます。

記

第１　氏名の振り仮名
１　概要
戸籍には，氏名の振り仮名を記載しなければならないこととされた（法第13条第１項第二号）。また，氏名の振り仮名は，氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならないこととされた（法第13条第２項。以下，法第13条第２項の規定による同条第１項第二号の読み方を「一般の読み方」という。）。さらに，氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は，規則第30条の２により，規則別表第二に掲げるものとされた（法第13条第３項）。

また，市町村長は，届書に記載された氏名の振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認するため必要と認めるときは，届出人に対し，当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を届書に記載させるものとされ（規則第30条の３第１項），届書に説明を記載しているか否かにかかわらず，市町村長は，届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときは，届出人に対し，辞典，新聞，雑誌，書籍その他一般に頒布されている刊行物の記載を引用するなどして，当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を記載した書面の提出を求めるものとされた（同条第２

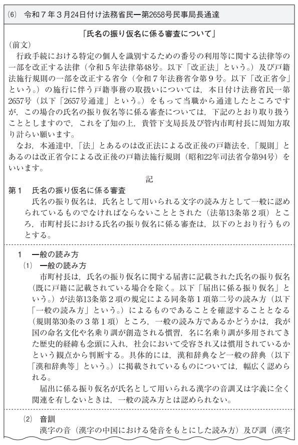

⑹　令和７年３月24日付け法務省民一第2658号民事局長通達

「氏名の振り仮名に係る審査について」

（前文）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号。以下「改正法」という。）及び戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和７年法務省令第９号。以下「改正省令」という。）の施行に伴う戸籍事務の取扱いについては，本日付け法務省民一第2657号（以下「2657号通達」という。）をもって当職から通達したところですが，この場合の氏名の振り仮名等に係る審査については，下記のとおり取り扱うこととしますので，これを了知の上，貴管下支局長及び管内市町村長に周知方取り計らい願います。

なお，本通達中，「法」とあるのは改正法による改正後の戸籍法を，「規則」とあるのは改正省令による改正後の戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）をいいます。

記

第１　氏名の振り仮名に係る審査
氏名の振り仮名は，氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならないこととされた（法第13条第２項）ところ，市町村長における氏名の振り仮名に係る審査は，以下のとおり行うものとする。

１　一般の読み方
⑴　一般の読み方
市町村長は，氏名の振り仮名に関する届書に記載された氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。以下「届出に係る振り仮名」という。）が法第13条第２項の規定による同条第１項第二号の読み方（以下「一般の読み方」という。）によるものであることを確認することとなる（規則第30条の３第１項）ところ，一般の読み方であるかどうかは，我が国の命名文化や名乗り訓が創造される慣習，名に名乗り訓が多用されてきた歴史的経緯も念頭に入れ，社会において受容され又は慣用されているかという観点から判断する。具体的には，漢和辞典など一般の辞典（以下「漢和辞典等」という。）に掲載されているものについては，幅広く認められる。

届出に係る振り仮名が氏名として用いられる漢字の音訓又は字義に全く関連を有しないときは，一般の読み方とは認められない。

⑵　音訓
漢字の音（漢字の中国における発音をもとにした読み方）及び訓（漢字

【主な収録内容】

第１　氏名の振り仮名の概要《2657 号通達　第１》

第２　氏名の振り仮名に係る審査《2658 号通達》

第３　改正法の施行時点において戸籍に記載されていない者に係る届書等に記載された氏名の振り仮名に関する取扱い《2657 号通達　第２》

第４　改正法の施行時点において既に戸籍に記載されている者の氏名の振り仮名等に関する審査《2657 号通達　第３》

第５　氏名の振り仮名の変更に関する取扱い《2657 号通達　第４》

第６　国籍・地域の記載《2657 号通達　第５》

第７　戸籍法施行規則第 11 条の２において提示することとされている書類の変更《2657 号通達　第６》（本人確認書類，令和７年３月 19 日施行）

第８　届書，申請書，その他の書類の編てつ方の変更《2657 号通達　第７》（本人確認書類，令和７年３月 19 日施行）

第９　届書における世帯主の削除《2657 号通達　第８》

第 10　戸籍電子証明書等の提供先の拡大《2657 号通達　第９》

第 11　電子情報処理組織による戸籍謄本等の交付請求等の取扱いの変更《2657 号通達　第 10》

章末の要点整理で、理解がさらに深まる！

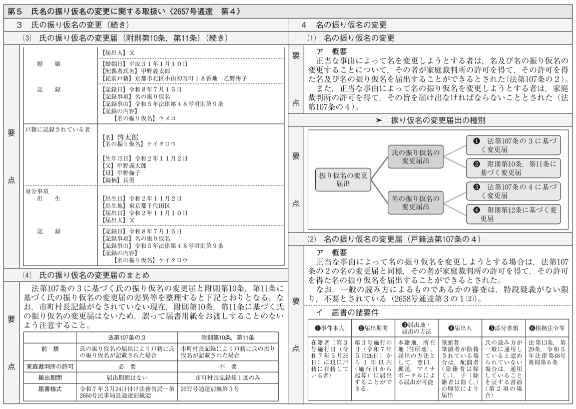

第５　氏名の振り仮名の変更に関する取扱い《2657号通達　第４》

３　氏の振り仮名の変更（続き）

⑶　氏の振り仮名の変更届（附則第10条，第11条）（続き）

要点

	【届出人】父
婚　姻	【婚姻日】平成３１年１月１０日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市北区小山初音町１８番地　乙野梅子
記　録	【記録日】令和８年７月１５日 【記録事項】名の振り仮名 【記録事由】令和５年法律第４８号附則第９条 【記録の内容】 【名の振り仮名】ウメコ
戸籍に記録されている者	【名】啓太郎 【名の振り仮名】ケイタロウ 【生年月日】令和２年１１月２日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長男
身分事項 出　生	【出生日】令和２年１１月２日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和２年１１月１０日 【届出人】父
記　録	【記録日】令和８年７月１５日 【記録事項】名の振り仮名 【記録事由】令和５年法律第４８号附則第９条 【記録の内容】 【名の振り仮名】ケイタロウ

⑷　氏の振り仮名の変更届のまとめ

要点

法第107条の３に基づく氏の振り仮名の変更届と附則第10条，第11条に基づく氏の振り仮名の変更届の差異等を整理すると下記とおりとなる。なお，市町村長記録がなされていない現在，附則第10条，第11条に基づく氏の振り仮名の変更届はないため，誤って届書用紙をお渡しすることのないよう注意すること。

	法第107条の３	附則第10条，第11条
前　提	氏の振り仮名の届出により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合	市町村長記録により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合
家庭裁判所の許可	必　要	不　要
届出期間	届出期間はない	市町村長記録後１度のみ
届書様式	令和７年３月24日付け法務省民一第2660号民事局長通達別紙32	2657号通達別紙第３号

４　名の振り仮名の変更

⑴　名の振り仮名の変更

要点

ア　概要
正当な事由によって名を変更しようとする者は，名及び名の振り仮名の変更することについて，その者が家庭裁判所の許可を得て，その許可を得た名及び名の振り仮名を届出することができるとされた（法第107条の２）。
また，正当な事由によって名の振り仮名を変更しようとする者は，家庭裁判所の許可を得て，その旨を届け出なければならないこととされた（法第107条の４）。

➤　振り仮名の変更届出の種別

要点

振り仮名の変更届出
- 氏の振り仮名の変更届出
  - ❶　法第107条の３に基づく変更届
  - ❷　附則第10条，第11条に基づく変更届
- 名の振り仮名の変更届出
  - ❸　法第107条の４に基づく変更届
  - ❹　附則第12条に基づく変更届

⑵　名の振り仮名の変更届（戸籍法第107条の４）

要点

ア　概要
正当な事由によって名の振り仮名を変更しようとする場合は，法第107条の２の名の変更届と同様，その者が家庭裁判所の許可を得て，その許可を得た名の振り仮名を届出することができるとされた。
なお，一般の読み方によるものであるかの審査は，特段疑義がない限り，不要とされている（2658号通達第３の１⑵）。

イ　届書の諸要件

❶事件本人	❷届出期間	❸届出地・届出の方法	❹届出人	❺添付書類	❻根拠法令等
在籍者（第３号施行日（令和７年５月26日）に現に戸籍に在籍している者）	第３号施行の日（令和７年５月26日）から１年以内（施行日から起算）に届出することができる。	本籍地，所在地（住所地）。届出の方法として，窓口，郵送，マイナポータルによる届出が可能	筆頭者 筆頭者が除籍されている場合は，配偶者（除籍者は除く。），子（除籍者は除く。）の順位により届出	氏の読み方が一般に通用していると認められていない場合は，通用していることを証する書面（第２項の場合）	法第13条，第29条，令和５年法律第48号附則第６条

日本加除出版

営業部
TEL:03−3953−5642
FAX:03−3953−2061
営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X（旧 Twitter）@nihonkajo
www.kajo.co.jp

日本加除出版ＨＰ